

南三陸町震災復興基本方針 (素案)

「創造的復興をめざして」



1 基本方針策定の趣旨、位置づけ

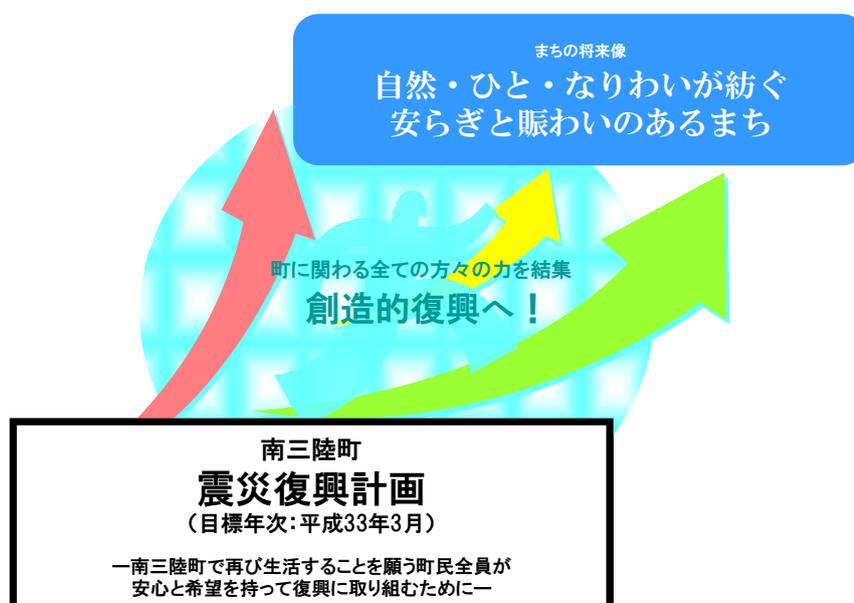
震災復興基本方針は、東日本大震災による未曾有の被害からの復興に向け、町の基本的な考え方や方向性を示すものであり、この基本方針に基づき、「震災復興計画」を策定し、具体的な復旧・復興に向けた事業展開を図るものです。

なお、「震災復興計画」は、「南三陸町総合計画」の目指すまちづくりの基本理念、まちの将来像を踏まえて策定します。

2 復興の基本理念

甚大な被害を被った東日本大震災から南三陸町を迅速に蘇らせ、未来に誇れる町を創り出すことは、亡くなられた皆様に報いる私たちの責務です。このことを深く胸に刻み、その理念を「『自然・ひと・なりわいが紡ぐ安らぎと賑わいのあるまち』への創造的復興」と定め、南三陸町で再び生活することを願う町民が安心と希望を持って復興に取り組めるよう、町に関わる全ての方々の力を結集して実現していきます。

図1 復興の基本理念



3 創造的復興の目標年次

地域の歴史や自然を活かしつつ創造的に復興していく期間を 10 年間とし、創造的復興の目標年次を平成 33 年 3 月とします。

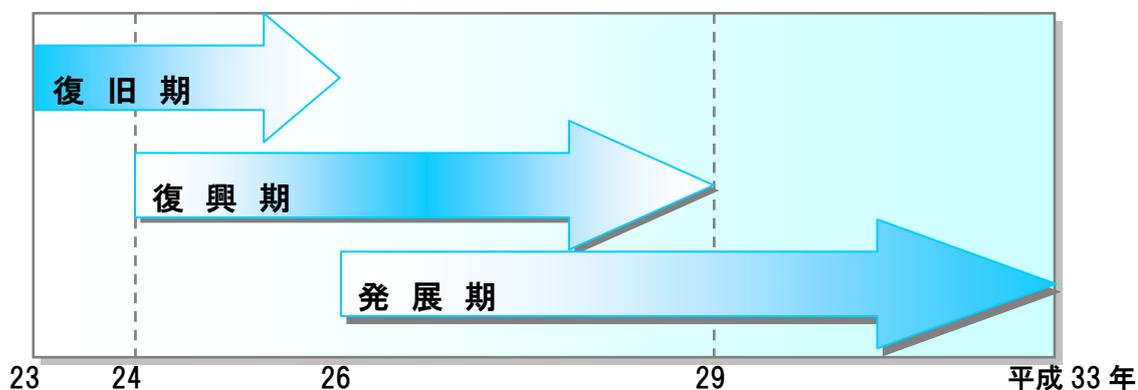
4 創造的復興の計画期間

創造的復興の計画期間は大きく三つに区分し、連続的かつ継続的に推進していきます。

最初の 3 年（平成 23～25 年度）を「復旧期」として、応急的復旧、仮住まいの早急な確保を強力に進めるとともに、町の産業・なりわいの早期再開を積極的に進め、町の基盤的施設の再建・復旧を中心に進めます。町民一人ひとりが主体的に復興に向かうためにも、それを支える地域コミュニティの絆の維持を図るとともに、さまざまな復旧・復興事業の中で、多様な雇用の確保と創出に努めます。

震災発生からの 1 年後からの 6 年間（平成 24～29 年度）を「復興期」として、町民の雇用の場でもある産業となりわいの本格的復興を実現するとともに、住まいの再建・コミュニティの復興を実現していきます。

さらに震災発生からの 3 年後からの 7 年間（平成 26～32 年度）を「発展期」として、漁業、農業、観光業を主軸としながら、農水産加工、商業と連携した 6 次産業化や漁業、農業や水産加工に参加し体験する各種ツーリズムを展開するとともに、環境関連産業など新たな産業の育成により地域の発展を推進します。



5 緊急対応への重点事項

直接的な被災者はもちろんのこと、すべての町民が震災の影響を受けている状況が続いています。また、集団避難として一時的に町を離れている方々と町との絆を維持し、早期に町に戻っていただくためにも、1日も早い町民生活の回復に向けた緊急の対策が必要となります。

そのため、町として以下の事項を復旧期における緊急対応への重点事項として早急かつ集中的に取り組んでいきます。

① 被災者の生活支援と自立生活への誘導

現在も、多くの町民が避難生活を余儀なくされており、こうした方々への生活支援は欠かせないものであることから、支援物資の継続的な確保を図っていきます。ただし、支援物資の供給は永続的に続くものではないことから、ライフラインの復旧状況等を考慮しながら、自立生活の復活に向けた支援も徐々に行ってまいります。

また、応急仮設住宅については、希望者全員が早期に入居できるよう民有地活用を含め早期整備を図っていきます。

さらに、避難生活から自立生活に至る過程においては、震災前のコミュニティの絆・助け合いの精神を可能な限り維持・継承していくことが心の復興に向けて重要であり、多方面からのコミュニティ支援に取り組めます。

② ライフラインと河川堤防・護岸の仮復旧

電気については相当程度復旧が進んでいますが、水道、電話については依然として復旧が進んでいないことから、各事業者と一体となって早期の復旧または一部機能を限定した仮復旧に取り組めます。

また、沿岸地域は地盤沈下により満潮時に浸水が恒常化しており、梅雨期及び台風期を目前に控えていることから、河川堤防と護岸の緊急的仮復旧について関係機関と連携して対策を講じていきます。

③ 災害廃棄物の処理

災害廃棄物の早期処理は、復旧・復興の前提となるものであることから、今年度内には陸域については全て、海域については引き上げ可能な廃棄物を1次仮置き場に集約します。また、2次仮置き場への移動については、県と協議の上できる限り早期の移動及び処理を目指していきます。

さらに、被災地域の害虫の発生や悪臭の防止のため、消毒や消毒剤の散布など生活環境の保全に努めます。

④ 消防・防災機能の回復

消防・防災機能の回復は喫緊の課題であり、防災行政無線の仮復旧、消防団の再組織化、消防機能、設備の早期復旧等を図ります。

⑤ 雇用・生活資金の確保

震災による壊滅的な被害により、多くの企業や個人が生産活動をできない状態にあり、雇用問題や生活再建等の問題が深刻となっていることから、復旧・復興事業による雇用や臨時雇用を通して生活資金の供給と生活の安定に取り組んでいきます。

⑥ 各種産業の仮復旧

各種産業、とりわけ基幹産業である水産業と水産加工業の早期復旧・復興を図るため、今秋に向け仮設魚市場の整備を行うとともに、造船施設、水産加工施設等の仮復旧について支援します。

また、多くの町民や支援者が前に進む気持ちを強くするため、復興関連イベントの実施を図っていきます。

⑦ 学校、保育所、介護施設の再開

町民の健康を守り、安心した暮らしを取り戻すため、公立南三陸診療所の再開等医療の仮復旧に続き、介護施設や保育所の再開を急ぐとともに、小・中学校においては施設・設備の復旧など適正な教育機会の確保に努めます。また、通院・通学の手段の確保と利便性の向上を図ります。

⑧ 行政機能の回復

震災により多くの公共施設や公文書が消失していることから、早急に公共施設の仮復旧を行うとともに、滅失した文書の復元や情報システムをはじめとする業務基盤の復旧を行っていきます。また、復旧・復興に向けた体制の確保も必要であることから、近隣市をはじめ国・県・全国の自治体と連携して行政体制や行政機能の早期回復を図っていきます。

6 復興の基本的な考え方

基本理念の下、三つの目標と二つの方策を基本方針として定めます。

目標1 安心して暮らし続けられるまちづくり

今回の大地震と巨大津波によって、南三陸町を支えてきた多くの方々が犠牲になり、住まいや仕事場、施設等に壊滅的な被害を受けました。私たちは、この被災の経験を活かし、どのような災害に遭遇しても命が守られ、安全で安心して暮らし続けることができる町、集落及び地域社会を創造的に復興させます。

目標2 自然と共生するまちづくり

私たちは山々に守られた海から多大な恩恵を授かってこの地に住み続けてきました。しかし、その自然は時に猛威をふるって私たちを苦しめます。私たちは、自然への畏怖畏敬の念を忘れることなく風土・文化を後世に継承し、この豊穡の海と山からの恵みに感謝しながら、自然と共生するまちづくりを進めます。

目標3 なりわいと賑わいのまちづくり

漁業や農業及び観光を中心とする町の産業を再生し、人々のなりわいを確保するとともに、新しい産業の創出を目指します。それによって、世代と地域を超えた交わりを活発にし、光輝く賑わいのまちづくりを進めます。

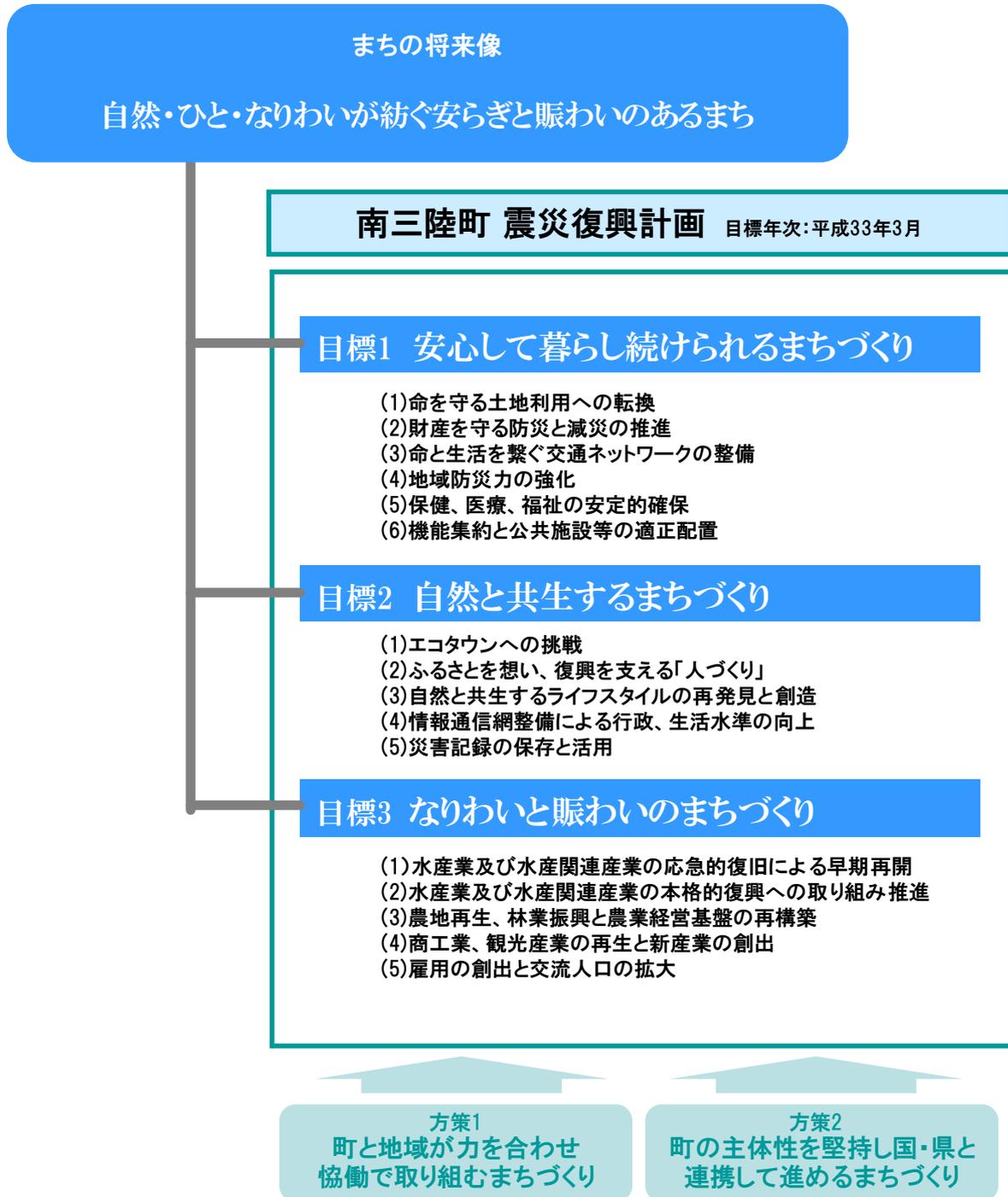
方策1 町と地域が力を合わせ協働で取り組むまちづくり

私たちは、震災後の過酷な状況を、被災の規模にかかわらず全ての町民が力を合わせることで乗り切ってきました。今後の復興においても、全ての町民、企業、各種団体の力を結集し、町のリーダーシップのもと、役割を分担して創造的復興に取り組めます。

方策2 町の主体性を堅持し国・県と連携して進めるまちづくり

未曾有の津波災害からの創造的復興は、国や宮城県と連携しながら、町と全ての町民の主体的な取り組みを堅持し、スピード感を持って進めます。

図2 復興の基本的な考え方



7 目標を実現するための具体策

目標1 安心して暮らし続けられるまちづくり

(1) 命を守る土地利用への転換

- なりわいの場所は様々であっても、住まいは高台にという考えを町の基本的な土地利用の方針とし、市街地及び集落の高所移転を進めます。
- なりわいやにぎわいの場所となる低地からの避難対策として、避難路、人工的避難施設（避難塔など）の整備を図ります。また、避難対策には東日本大震災の避難状況の教訓を活かすとともに、以前から伝わる防災の知恵や地域の防災資源の機能を活かしていきます。
- 病院、学校、庁舎など、被災時に重要な役割を果たす施設は、平時の利便性にも配慮しつつ、高所に配置します。

(市街地及び集落の土地利用に係る断面イメージ図・・・15・16 ページ参照)

(2) 財産を守る防災と減災の推進

- 防潮堤、防波堤、水陸門の有機的な組み合わせにより、一定程度の災害に対しては、生命はもちろん財産をも守れる防災構造の確立を図ります。
- 緑地帯及び津波緩衝のための樹林地帯の設置、土地の嵩上げなど、大規模災害（大津波）に際しては、被害を低減させる減災構造を導入します。

(3) 命と生活を繋ぐ交通ネットワークの整備

- 災害時でも高度医療機関へ迅速に搬送でき、命を繋ぐ物資を緊急に搬送するための高速道路（三陸道）の早期整備を推進します。
- 居住地や避難施設、町の主たる公共施設が孤立しないような高地ルートによる陸路のネットワーク化を図るとともに、迅速な避難ができるよう町内

交通網の整備を推進します。

- 大量輸送の要となる J R 気仙沼線の早期復旧等について要請していきます。

(4) 地域防災力の強化

- 今回の大災害を検証し、今後の災害に備えた地域防災計画の見直しと改訂を行います。
- 有事に際し実働しうる消防力の高機能化と安定的確保を図っていきます。
- 地域コミュニティの絆を再構築し、それを基盤として住民が主体的に消防・防災・避難生活維持に取り組む自主防災組織について整理再編を図ります。
- 防災行政無線が機能停止した教訓を踏まえ、情報入力を行う親局の複数化及び親局、中継局、子局の電源に対する自家発電装置の追加等の対策を講じていきます。

(5) 保健、医療、福祉の安定的確保

- 平時、罹災時にかかわらず、地域コミュニティの絆を基盤として、必要な支援が充足され、高齢者を地域全体で支える長寿社会体制の構築を図ります。
- 平時にあっては地域医療を広範囲に支え、有事にあっては救急医療の核となる医療基盤と医療関係者の安定的確保を図ります。
- 住民の心身両面の健康づくりと疾病予防及び災害時の二次的疾病预防、支援者の健康管理支援等の体制の確立を図ります。
- 時代をリードするような視点に立った保育・次世代育成基盤整備の検討と制度運用を図っていきます。

(6) 機能集約と公共施設等の適正配置

- 行政施設の集約化、拠点化を図り、各行政施設の有機的連携によるコンパクトで使い勝手の良い新たな市街地や住環境の整備を行います。
- 防災と景観を意識したまちづくりを推進するとともに、地域コミュニティの絆を継続できるよう、人と環境にやさしい公共施設や社会基盤の適正配置と計画を住民と一体となって行います。
- 被災した町営住宅入居者のほか、自立再建に時間がかかる被災者の生活支援のため、復興住宅（公営住宅）の整備を図ります。

目標2 自然と共生するまちづくり

(1) エコタウンへの挑戦

- 社会資本整備等にあたっては循環型社会への対応を行うとともに、水やエネルギーについては供給路の複層化を図っていきます。
- 長期停電という経験を踏まえ、自然エネルギー等を活用した電力や動力の確保に向けた取り組みを行います。
- 環境保全や景観を意識した海岸の再整備、新たな緑地整備等が一体となり魅力を醸し出す、海岸の保全と治水機能の復旧を図ります。

(2) ふるさとを想い、復興を支える「人づくり」

- 地域の祭りや行事、民話、芸術、芸能等の固有の伝統文化を復興し、これを次代に継承する活動を展開します。
- 子供たちの個性を重視するとともに、高等教育へ繋がる質の高い学力を習得できる教育基盤や生涯学習環境の整備を図ります。
- 地域コミュニティの再生や形成に合わせて、地域が一体となった防災教育の実施と継続を図ります。

(3) 自然と共生するライフスタイルの再発見と創造

- 海と山の恵とともに生きる自然共生の理念を暮らしや共同体の仕組みづくりに活かし、生活様式のブランド化を目指します。
- 地域の知恵や技を活かした伝統工法等を再発見し、環境への負荷を抑制した持続可能なライフスタイルを創造します。
- 国内外の先端技術の先行導入可能性を検討し、快適性や利便性、省エネの共存を目指した暮らし方を提案し、普及します。

(4) 情報通信網整備による行政、生活水準の向上

- 情報通信手段が失われた教訓を生かし、携帯電話基地局の機能停止の防止を要望するとともに、携帯電話不感区域の解消を図ります。
- 自治体クラウドの導入を推進し、環境への配慮と住民情報の保護の両立を目指します。

(5) 災害記録の保存と活用

- 今回の大災害の教訓を後世に伝えるため、有形・無形の媒体によりメモリアルとしての保存、整備を行います。
- 災害と復興の記録をまとめ、歴史的文書（東日本大震災南三陸町アーカイブなど）として保存し、防災教育等に活用します。

目標 3 なりわいと賑わいのまちづくり

(1) 水産業及び水産関連産業の応急的復旧による早期再開

- 本町復興の足掛かりは基幹産業である水産業の復活にかかっており、漁業関連施設の応急的復旧を行い1日も早い水産業の再開を図ります。
- 漁業者、加工業者の協業化とともに、最少資本による迅速かつ効果の高い漁業及び関連産業の復興を図ります。
- 早期仮復旧の時期を明確にアピールすることにより、仲買人等流通関連業者の維持確保を図ります。

(2) 水産業及び水産関連産業の本格的復興への取り組み推進

- 中核漁港への集中的資本整備と小規模漁港の機能分担の再検討と各機能に合致した整備を図ります。
- 地域の産業特性や漁業形態の多様性に十分に配慮しつつ、水産加工等漁業関連施設の機能的集約化及び近代化を図ります。
- 高機能化した漁港施設及び高速交通体系の構築を見据えた販売戦略の構築と販路拡大による産業復興を図ります。

(3) 農地再生、林業振興と農業経営基盤の再構築

- 浸水した農地の土壌改良または基盤整備の検討を行うとともに、適地作物による早期の農地再生を目指します。
- 農地・農業の在り方を見直し、世界を視野に入れた戦略的な農業経営を含めた農業経営基盤の確立を目指します。
- 産直木材を活かした住宅づくりを推進し、地域資源を活かした住宅生産システム構築等による林業の活性化を図っていきます。

(4) 商工業、観光産業の再生と新産業の創出

- 長寿社会や環境イニシアティブ等先取りし、快適性と省エネの両立を目指した新しい住民構成に配慮した商店街の整備を図ります。
- 個性あふれる商品開発の推進とブランド化を図るとともに、商品個性と復興段階に応じたイベントの積極的展開を推進し、観光者の誘致を図ります。
- 観光資源の修築と再生を図るとともに各種ツーリズム等発展型観光産業の積極的展開を行い、観光関連業の再隆盛を図ります。
- つくり・育て・資源を循環させる資源の再生を意識的に行う1次・2次産業の創造を目指します。
- 都市との交流による新たな形態の1次産業の形成及び生産から加工、流通、販売までを一貫して行う、いわゆる6次産業振興に向けた産学官連携等の積極的展開を図ります。

(5) 雇用の創出と交流人口の拡大

- 復旧期における緊急的な雇用の創出及び復興期における土木建設事業関連雇用の確保を図ります。
- 復興期を中心に想定される土木建築関連を中心とした特需的雇用終了後の安定的雇用の確保を図ります。
- 水産・観光等主力産業及び福祉産業、環境関連産業による雇用の確保と高速交通網を活かした雇用の確保を図ります。
- 被災者を中心として、人財育成や職業能力開発等に取り組み、地域の発展を支える新たな就業機会の確保を図ります。
- 南三陸の風土・文化を活かした温故知新による復興過程を国内外に発信し続け、知の覚醒と交流人口の拡大を図ります。

8 行財政運営の方針

当分の間、本町の政策は震災からの復興がその主軸となります。したがって住民生活に必要な経費及び義務的経費を除いた政策的経費のほとんどは、優先的に復興事業に充てることとします。

さらに、同時並行として行ってゆく復興事業の実施においても、集中と選択という概念を取り入れ、必要な施策を最良の方法で、最短の工期で、最安価な費用で行うことを強く意識して行政運営を進めます。

また、財政運営においては、現行制度において活用できる全ての財政的制度を活用し復興財源の確保を行うことはもちろんですが、災害の規模に鑑み、復興は国家事業であるとの明確な位置づけと国による復興財源の全額負担又は補助率の嵩上げを求めていきます。